

令和8年度（2026年度）
働き方改革支援アドバイザー派遣業務委託に係る企画コンペ実施要領

1 業務の目的

本県教育委員会では、熊本の未来を担う子供たちの育成に向け、その子供たちを最前線で支える教職員のウェルビーイングの向上を図るため、令和6年（2024年）11月に「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期）」（以下、「推進プラン」という。）を策定し、更なる業務の見直しや負担軽減の取組みを推進し、長時間勤務の是正を図っているところである。

本委託業務では、この方針の達成に向けて、希望する学校（以下、「派遣校」という。）に対して、学校の働き方改革について専門的知見を持つ「働き方改革支援アドバイザー」を派遣し、派遣校が主体的に業務改善等に取り組むことを支援する。

また、働き方改革の取組みを更に加速させるために、学校や市町村教育委員会等の管理職研修会や市町村教育委員会の担当者との連絡協議会の開催を通じて、成功事例や取組みのノウハウを共有し、本県全体での意識醸成と横展開の仕組みづくりを目的とする。

2 業務概要

（1）業務名

令和8年度（2026年度）働き方改革支援アドバイザー派遣業務委託

（2）業務内容

別紙「令和8年度（2026年度）働き方改革支援アドバイザー派遣業務委託基本仕様」のとおり

※契約時の仕様書は、企画コンペの結果に基づき、必要な変更を加えたものとする。

（3）委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

（4）委託限度額

4,341千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この金額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

なお、積算書の作成にあたっては、消費税10%で算定すること。

また、本委託業務の契約締結に係る上限額であるため、積算書の額がこの上限額を超えた場合には審査対象としない。

（5）対象経費

委託業務の対象経費は、業務の実施に必要な人件費・旅費・資料作成費等、一切の経費を含む。

3 企画コンペ参加者の要件

次に掲げる要件を満たす法人等

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当

しないこと。

- (2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていない者
- (7) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。

4 受託者の選定

(1) 選定方法

公募による企画コンペ方式とし、企画提案書を提出した事業者について、企画提案書及び事業者によるプレゼンテーションをもとに審査を行い、最も優れた提案をした事業者を、受託事業者として選定する。

(2) 契約の方法

4(1)の選定方法により選定した事業者と単独随意契約を締結する。

5 応募手続き

(1) 参加表明書等の提出

企画コンペの参加希望者は、企画コンペ参加申込書その他の必要書類（以下「参加申込書等」と総称する。）を提出する。

① 提出書類

ア 企画コンペ参加申込書（別紙様式1）

イ 企画コンペ参加要件を満たすことの申立書（別紙様式2）

ウ 応募団体の概要が分かるもの（任意様式）、会社パンフレット等

② 問合せ及び提出先

「11 問合せ先」に同じ

③ 提出部数

1部

④ 提出期限

令和8年（2026年）5月21日（木）午後3時（必着）

※提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

(2) 質問及び回答

① 質問方法

質問は、質問書（別紙様式3）により電子メールで送信すること。

質問の内容及び回答は、企画コンペの参加表明者全員に電子メールで送付する。その際、質問者名は公表しないものとする。

② 質問受付

「11 問い合わせ先」に同じ

③ 質問受付期間

質問の受付期間は、令和8年（2026年）5月21日（木）の午後3時までとする。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（表紙）別紙様式4

イ 企画提案内容（A4サイズ・15ページ以内）

別紙基本仕様に沿って作成し、以下の項目を必ず記載すること。

- ・アドバイザーの経歴
- ・業務実施体制、業務スケジュール
- ・類似事業実績
- ・別紙基本仕様4（2）研修及び（3）連絡協議会については、具体的な提案内容
- ・推進プラン等を把握し、時間外在校等時間の目標達成のための取組方法

ウ 積算書（任意様式）※できる限り内訳を詳細に記載してください。

エ 事業者の取組に関する申立書（別紙様式6）

② 提出先

「11 問合せ先」に同じ

③ 提出方法

電子データ…PDF ファイルを「11 問合せ先」のメールアドレスに送信すること。

※電子データの容量が1MBを超える場合には、受信できない場合があるので、

データ提出前に電子メール又は電話にて連絡すること。

※ア～エのファイルは結合せずに、それぞれPDF化して送信すること。

④ 提案書提出時の留意点

ア 提出期限後の書類の追加・修正等は、原則として認めない。

イ 企画コンペに係る一切の費用については参加者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 企画提案書に関する著作権は、これを提案した提案者に帰属する。

⑤ 提出期限

令和8年（2026年）6月1日（月）午後3時（必着）

※提出方法は電子メールとし、期限までに必着すること。

6 審査の実施

(1) プレゼンテーションの実施

① 開催日程

ア 日時

令和8年(2026年)6月5日(金)午前 ※詳細は別途連絡

イ 場所・方法

熊本県庁新館10階 教育委員会会議室 ※詳細は別途連絡

ただし、オンライン会議システムによる遠隔プレゼンも可能とする。オンライン会議希望の有無は、企画コンペ参加表明書に記載すること。

なお、オンライン会議システムは Web 会議システムの Webex を利用予定である(接続テストとプレゼンテーションの前に指定のメールアドレスに URL を通知する)。

② 説明者

本業務委託の責任者が説明を行うこと。

③ プレゼンテーションに関する留意事項

ア 持ち時間

提案者1者につき30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)を予定。

イ 資料等

企画提案書に基づいてプレゼンを行うこと。

プレゼンテーションでのプロジェクタ・パソコン等の電子機器の使用は可能とする。使用希望の有無及び使用機器については企画コンペ参加表明書に記載すること。

なお、プレゼンテーションにおいては企画提案書に記載された以外の内容を話した場合、当該部分を評価対象としない。

(2) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、別紙の審査項目について、複数の審査員による審査を行い、合計点が配点の6割以上の評価を受け、かつ最上位の得点者を受託候補者として選定する。

※最も高い合計点が複数の事業者に発生した場合、受託者(受託候補者)の選定は、審査員の協議によって決定する。

(3) 結果通知

受託候補者及びプレゼンテーションに参加した者に対し、選定の結果通知を書面にて行う。

7 契約

受託候補者と企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限額の範囲内で契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

8 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を県に提出したときに返還する。

また、次のいずれかの事項に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ・ 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券を提出したとき。
- ・ 契約の相手方が、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に遂行したと称する書類を提出したとき。
- ・ 契約の相手方が契約不履行の恐れがないと認められる場合であって、契約書で契約不履行の際に契約保証金相当額の委託金を支払う旨の定めをするとき。

9 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類等に関する事項

- ① 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- ② 参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出及び提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- ③ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、添付資料も含め参加者に返却しないものとする。
- ④ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
- ⑤ 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- ⑥ 参加表明手続を行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。

(3) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「3 受託者の要件」に規定する参加要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

10 スケジュール（予定）

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ○参加表明書提出期限 | 令和8年（2026年）5月21日（木）
午後3時必着 |
| ○質問期限 | 令和8年（2026年）5月21日（木）
午後3時 |

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ○企画提案書提出期限 | 令和8年（2026年）6月1日（月）
午後3時必着 |
| ○審査会（プレゼンテーション） | 令和8年（2026年）6月5日（金）
午前 |
| ○結果通知 | 県の審査後、審査結果を通知 |
| ○契約内容協議・契約締結 | 審査会以降速やかに |
| ○委託終了 | 令和9年（2027年）3月12日（金） |

11 問合せ先

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室（伊藤）

電話 096-333-2673

E-mail kyouikujouhou@pref.kumamoto.lg.jp